

110歳以上の年金受給者の緊急安否確認について

平成22年8月27日
厚生労働省

1 概要

満110歳以上の年金受給者について、市区町村で対象者の安否を確認している場合はその情報を入手するとともに、それ以外の方については、日本年金機構の年金事務所から対象者の住所地を訪問して安否を確認

2 確認の対象

本年8月1日現在で満110歳以上の厚生年金保険及び国民年金の受給者

3 確認対象となる受給者数

59人

4 安否確認結果

- 健在であることを確認 53人
- 亡くなっていることを確認 5人
(いずれも平成22年7月以降の死亡)
- 所在不明 1人
 - ・ 所在不明の1人(長野県、生存の場合110歳)については、次回の年金の支払い(11月)で差し止め予定。